

資料編

1 大田原市障害者福祉計画策定委員会運営要綱

令和4年3月31日告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき障害者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）第2条の規定に基づき設置された大田原市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 大田原市地域自立支援協議会運営要綱（令和4年告示第26号）第3条に規定する委員（市職員を除く。）のうち、市長が必要と認める者
- (2) 市職員のうち、総合政策部長、経営管理部長、保健福祉部長及び教育部長の職にある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了した日までとする。

- 2 委員が任期の途中にその職を退いたときは、後任者は、前項に定める任期を引き継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果について、速やかに市長に報告するものとする。

(部会の設置)

第8条 委員会の検討事項を調査研究するため、大田原市障害者福祉計画検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は保健福祉部長の職にある者を、副部会長は保健福祉部福祉課長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は、調査研究した内容について、速やかに委員長に報告しなければならない。

5 部会の運営は、委員会の例による。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第8条関係）

部会委員	保健福祉部長 保健福祉部福祉課長 保健福祉部健康政策課成人健康係長 保健福祉部福祉課社会福祉係長 保健福祉部福祉課障害支援係長 保健福祉部福祉課障害福祉係長 保健福祉部子ども幸福課子ども家庭相談係長 保健福祉部子ども幸福課母子健康係長 保健福祉部高齢者幸福課高齢支援係長 保健福祉部高齢者幸福課介護サービス係長 保健福祉部高齢者幸福課地域支援係長
------	---

■大田原市障害者福祉計画策定委員会 委員名簿

種別	No.	所 属	氏 名	備考
障害者関係機関・団体・障害者福祉施設等	1	大田原市障がい児者等保護者会	和 久 千夏子	
	2	那須共育学園	菊 地 達 美	
	3	大田原地区医師会	西 田 三 郎	
	4	大田原市民生委員児童委員協議会	青龍寺 弘 範	
	5	大田原市ボランティア連絡協議会	廣 瀬 貞 子	
	6	大田原公共職業安定所	高 塩 博 行	
	7	県立那須特別支援学校	谷 口 照 子	
	8	県北健康福祉センター	鈴 木 悦 子	
	9	県北圏域障害者就業・生活支援センター ふれあい	村 上 敦 子	
	10	大田原市社会福祉協議会	櫻 岡 賢 治	副委員長
	11	国際医療福祉大学	山 口 佳 子	
	12	栃木県障害者相談支援協働コーディネーター	大 嶋 奈央子	
大田原市職員	13	総合政策部	磯 雅 史	
	14	経営管理部	益 子 和 弘	
	15	保健福祉部	益 子 敦 子	委員長
	16	教育部	君 島 敬	

■大田原市障害者福祉計画検討部会 委員名簿

No.	職名	氏名	備考
1	保健福祉部長	益子 敦子	部会長
2	福祉課長	三輪 律子	副部会長
3	健康政策課成人健康係長	小倉 恵子	
4	福祉課社会福祉係長	伊藤 良之	
5	福祉課障害支援係長	木下 富美子	
6	福祉課障害福祉係長	齋藤 小百合	
7	子ども幸福課子ども家庭相談係長	藤田 賢俊	
8	子ども幸福課母子健康係長	益子 理恵子	
9	高齢者幸福課高齢支援係長	猪瀬 智和	
10	高齢者幸福課介護サービス係長	大久保 優子	
11	高齢者幸福課地域支援係長	田口 仁美	

2 計画策定経過

年月日	内 容
令和4年 10月14日	令和4年度 大田原市地域自立支援協議会（第3回当事者部会） ・「福祉に関するアンケート調査」について
11月8日	令和4年度 第1回大田原市障害者福祉計画策定委員会 ・第6期計画策定スケジュールについて ・第6期計画策定のためのアンケート調査について
11月10日	令和4年度 第1回大田原市障害者福祉計画検討部会 ・第6期計画策定スケジュールについて ・第6期計画策定のためのアンケート調査について
12月7日～ 令和5年 1月24日	アンケート調査の実施 ・市内在住の障害のある人 500人（回収率：44.4%）
2月14日	令和4年度 第2回大田原市地域自立支援協議会（全体会） ・大田原市障害者福祉計画策定に係る進捗状況について
8月4日	令和5年度 大田原市地域自立支援協議会（第2回当事者部会） ・計画策定スケジュールについて ・計画骨子案について ・計画素案（第1章から第3章）について
8月10日	令和5年度 第1回大田原市障害者福祉計画検討部会 ・計画策定スケジュールについて ・計画骨子案について ・計画素案（第1章から第3章）について
8月23日	令和5年度 第1回大田原市地域自立支援協議会（全体会） ・計画策定スケジュールについて ・計画骨子案について ・計画素案（第1章から第3章）について
9月14日	令和5年度 第1回大田原市障害者福祉計画策定委員会 ・計画策定スケジュールについて ・計画骨子案について ・計画素案（第1章から第3章）について

年月日	内 容
10月3日	令和5年度 大田原市地域自立支援協議会（第3回当事者部会） ・計画素案（第1章から第5章）について
10月20日	令和5年度 第2回大田原市障害者福祉計画検討部会 ・計画素案（第1章から第5章）について
11月6日	令和5年度 第2回大田原市障害者福祉計画策定委員会 ・計画素案（第1章から第5章）について
11月27日～ 12月20日	パブリックコメントの実施
令和6年 1月11日	令和5年度 大田原市地域自立支援協議会（第4回当事者部会） ・大田原市障害者福祉計画の校正について ・大田原市障害者福祉計画パブリックコメントの結果について
1月12日	令和5年度 第3回大田原市障害者福祉計画検討部会 ・大田原市障害者福祉計画の校正について ・大田原市障害者福祉計画パブリックコメントの結果について
1月19日	令和5年度 第3回大田原市障害者福祉計画策定委員会 ・大田原市障害者福祉計画の校正について ・大田原市障害者福祉計画パブリックコメントの結果について
2月7日	令和5年度 第2回大田原市地域自立支援協議会（全体会） ・大田原市障害者福祉計画策定について

3 用語解説

【あ行】

あすてらす	認知症や知的障害など何らかの理由により判断能力が十分でない者を対象に、地域で安心して自立した生活が送れるように様々な相談に対応しながら福祉サービスの利用援助を行う社会福祉協議会の日常生活自立支援事業。
育成医療	自立支援医療（育成医療）の略。障害者総合支援法に基づき支給認定を受ける制度。身体に障害のある児童又は現存する疾患を放置すると将来に障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できるものを対象に、指定自立支援医療機関における治療に係る医療費の支給を行うもの。
NPO	Non-Profit Organizationの略。民間非営利組織。行政組織や企業組織とは独立した特定の公益活動を行う。
NPO法人	特定非営利活動法人。法人格を取得したNPOのこと。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイトなどをいう。
大田原市障害者相談支援センター	障害者総合支援法に基づき、市町村が委託した事業者等が実施する相談支援事業。障害者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、事業者の紹介やサービスの調整などの援助を行う。
大田原市幼保小連絡協議会	市内の幼稚園・保育所・市立小学校及び市福祉・教育行政機関が連携を推進することによって、子どもたちの総合的な支援体制を整備するための組織。
おもいやり駐車スペース	栃木県が行っている事業で、障害や病気、出産等により外出時に配慮を要する方のために確保されている駐車スペース。

【か行】

学習障害（LD）	Learning Disabilities 又は Learning Disorders の略。全般的な知的の大きな遅れはみられないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの特定の技能の習得に困難が生じる状態のこと。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、外出することが困難な障害児に対し、居宅への訪問により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う事業。
ケアマネジメント	利用者が本人の意向に沿った地域生活を実現するために、生活課題（ニーズ）と社会資源とを結びつけ調整を図るプロセスのこと。

県北健康福祉センター	地域の保健衛生と健康に携わる保健所と生活保護や児童福祉に携わる福祉事務所の機能を併せ持った、県北地域を管轄する栃木県の施設。
県北児童相談所	関係機関と役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他から相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的とした県北地域を管轄する栃木県の施設。
権利擁護事業	知的・精神障害者や認知症の高齢者などの判断能力が十分でない者の人権・権利を擁護するための事業で、日常生活自立支援事業などのことを指す。
高次脳機能障害	事故や疾病等を理由として脳に損傷を受け、記憶障害、注意障害、物事の段取りが立てられない遂行機能障害、感情や欲求が抑えられない社会的行動障害など、日常生活又は社会生活に制約がある状態のこと。
更生医療	自立支援医療（更生医療）の略。障害者総合支援法に基づく制度。身体障害者福祉法に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し提供される。更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。
個別の教育支援計画	発達障害等いろいろな課題をもち、支援を必要とする幼児児童生徒に対し、乳幼児期から就労の段階まで保健・福祉・医療・教育との連携を図りながら、一人ひとりのニーズに合わせて特別な支援教育等を一貫して行う計画。

【さ行】

作業療法	リハビリテーションの一種。身体又は精神に障害のある者に対し、職業的・社会的・個人的及び家庭的環境のニーズを満たすことを目的に、身体機能の回復や残存能力を最大限に活用できるよう、様々な作業活動を用いて治療・指導及び援助を行うこと。国家資格である作業療法士（OT）が従事する。
児童委員 （主任児童委員）	地域の児童及び妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるように、関係機関との連絡調整を行う者。民生委員が兼任する。また、主任児童委員は、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

自閉スペクトラム症	主に社会的なコミュニケーションの困難さや空間・人・特定の行動に対する強いこだわりがあるなど、多種多様な障害特性がみられる発達障害のひとつ。この障害特性により、日常生活や社会生活において困難さを感じることもある。
社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする組織。ケアマネジメントを基盤とした総合支援、在宅福祉サービスの実施と推進、住民参加の地域福祉活動の推進などを行っている。
社会福祉士	「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格。福祉の相談援助に関する高度な専門知識・技術を有し、福祉や医療の相談援助の場において重要な役割を担っている。
障害児	児童福祉法に規定する障害児（満 18 歳に満たない者）。
障害者	身体障害者福祉法にいう身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害者のうち 18 歳以上である者の総称。
障害者支援施設	障害者に対し、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う施設。
障害者社会参加推進センター	障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、障害者自身によるいろいろな社会参加促進事業を実施して、地域における自立生活と社会参加を推進することを目的とした組織。
障害者週間	障害者基本法に定められた、12 月 3 日から 12 月 9 日までの一週間。障害者福祉についての関心と理解を深め、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。
障害者就業・生活支援センター	障害者に対して就業支援や生活支援を行い、事業主に対しては障害者雇用の相談や雇用にあたってのサポート・情報提供を行う機関。
障害者総合支援法	障害者基本法の理念に沿って、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことで、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とした法律。
障害福祉サービス事業者	障害者総合支援法に定める居宅介護や重度訪問介護などの障害福祉サービスを行う事業者。指定障害福祉サービス事業者と基準該当事業者に分かれる。
児童心理治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治療し、あわせて退所したあとは相談を受けるなどの援助を行う施設。

自立支援医療	指定された医療機関で、指定された障害を持つ者が、指定された医療行為を受けるときに医療費の一部を公費負担にすることができる制度。育成医療、更生医療、精神通院医療がある。
身体障害者	身体障害者福祉法に規定され、身体上の障害がある 18 歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者福祉法別表に定める身体障害の範囲・程度に該当する者に対し、当該障害者の申請に基づいて交付されるもの。都道府県知事の指定する医師の診断書・意見書を添付して都道府県知事に申請する。程度に応じて 1 級～6 級までの障害等級が記載される。
身体障害者補助犬	身体障害者補助犬法に基づいて認定された、身体障害者の自立社会参加の支援ができるよう、特別な訓練を受けた犬。視覚障害者を補助する盲導犬、肢体不自由者を補助する介助犬、聴覚障害者を補助する聴導犬がある。
心理判定員	児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所等で心理的な診断や援助を行う専門職。
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定され、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された制度で、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、平成 7 年の精神保健福祉法改正時に創設された手帳。1 級～3 級までの等級がある。
精神通院医療	自立支援医療（精神通院医療）の略。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する症状にあるものに対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支給するもの。
精神保健福祉士	精神保健福祉士法に基づいて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を持って、精神科病院その他医療施設で医療行為を受けている者や、精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用及び社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う者。
精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定められた精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために設置された機関。

成年後見制度	認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など、判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組み。
相互支援	ピアサポート。同じような立場の者が互いに助け合うこと。相談に重点を置いたものを特にピアカウンセリングという。

【た行】

第三者評価	福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するために行われる評価。事業者や利用者以外の第三者が客観的・専門的に評価をすることで、事業者が自らの課題を具体的に把握しサービスの向上に向けた支援を目的とするとともに、評価結果を利用者に公表することで利用者が自らのニーズに適した事業者を選択しやすくする。
地域自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関する連携体制を構築するために中核的な役割を果たす組織。
地域生活支援センター ゆずり葉	障害者等が社会との交流を進めるために創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業所で、市の委託を受けて相談支援事業（精神障害）も実施している。
地域福祉計画	地域の課題解決に向けて、行政や各種団体住民が活動するための基本的な考え方を示した基本計画。
地域生活支援拠点事業	障害者の高齢化や重度化、高齢化する介護者等を見据えつつ、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために緊急時の短期入所の受入れと、グループホームの体験入所を行う。
知的障害者	発達期（概ね18歳未満）までに生じた知的機能の障害により、認知能力（理解、判断、思考、記憶、知覚）がとどまっている状態。
デイケア施設	回復途上にある精神障害者に対して、通所による利用を通じて、適正な医学的管理のもとに生活指導及び作業指導等を行い、円滑な社会復帰を図ることを目的とする施設。
デイサービス	在宅の障害者に対して、地域の福祉施設等において機能回復訓練、入浴、食事などを提供するサービス。
デイジー	視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書。
特定非営利活動法人	「NPO法人」の項を参照。
特別支援学校	障害児等が幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることと学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

特別支援教育	障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支持するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
栃木県障害者スポーツ協会	障害者スポーツの振興を通して、障害者の健康の増進と社会参加の促進、生きがいのある豊かな生活の実現を支援する。同時に、障害がある人とない人のスポーツを通じた交流を進め、相互理解を深めて、地域社会におけるノーマライゼーションの確立に寄与することを目的とする協会。
栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」	発達障害者支援法に基づき、(1)発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行い、(2)発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行い、(3)医療、保険、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに、これに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行い、(4)発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整などを行う、栃木県の機関。
とちぎ権利擁護センター「あすてらす」	「あすてらす」の項を参照。
とちぎ歯の健康センター	栃木県民が歯や口について正しい知識と理解を持っていつまでも自分の歯を守り、健康に過ごせるよう支援する。栃木県歯科医師会が栃木県の委託を受け運営している。
栃木県障害者総合相談所	障害を持つ方々の相談や判定を行う県の機関で、障害者の自立と社会参加を促進する。

【な行】

難病	難病対策要綱において「(1)原因不明、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2)経過が慢性的で、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されている。
日常生活自立支援事業	知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。大田原市ではあすてらすで行っている。
ノンステップバス	地面と床面との段差を低くし、出入り口の段差をなくした乗降が比較的容易なバス。

【は行】

発達障害	発達障害者支援法において自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現する者として政令で定める障害。
バリアフリー	社会生活上の障壁が除去された状態。身体障害においては段差解消や点字ブロックの敷設などがなされた状態。
ハローワーク	職業安定法に基づき、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために国が設置した機関。
ピアカウンセリング	「相互支援」の項を参照。
補装具	障害者総合支援法において「身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものであり、義肢、装具、車いす、その他厚生労働大臣が定めるもの」と定義されている用具。
ボランティア	自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をするもの。

【ま行】

民生委員	民生委員法に基づく社会福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行う民間の奉仕者であり、児童委員を兼ねる。
------	--

【や行】

要約筆記	聴覚障害者への情報保障の手段の一つで、話している内容を要約し文字として伝えること。
------	---

【ら行】

ライフサイクル	人間の一生をいくつかの過程に分けたもの。
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。
理学療法	身体に障害のある者に対し、運動療法・物理療法などの手段を用いて動作能力の回復や疼痛の改善を図る治療法。

リハビリテーション	障害者等に対し機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害者の自立と社会参加を目指すものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。主に理学療法、作業療法、言語聴覚療法などがある。
療育手帳	療育手帳制度に基づいて児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付される手帳。栃木県では程度に応じてA1、A2、B1、B2の4段階がある。
療養介護	介護給付の一つ。医療の必要な障害者で常に介護が必要な者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をする事業。

第6期大田原市障害者福祉計画
第7期大田原市障害福祉計画
第3期大田原市障害児福祉計画

令和6年3月

発行：大田原市

編集：大田原市 保健福祉部 福祉課

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号

TEL：0287-23-8954

FAX：0287-23-1389

URL：<https://www.city.ohawara.tochigi.jp/>